社説

サーモカメラのデータ管理に注意喚起を求める

読売新聞で5月24日にサーモカメラの転売品に910点の顔画像データが残っていたことが報じられたが、7月12日の朝刊にも「学童クラブが転売した検温カメラ、児童らの顔3737点発見」と見出しが打たれた記事が掲載された。セキュリティ用途ではハイエンド用途が大半だったサーモカメラだが、感染症の予防対策として急激に普及した結果、カメラ内に顔画像が残った状態で転売される問題が発生したのは、サーモカメラのメーカー及び販売業者がユーザーに管理上の留意点を説明していなかったことが原因である可能性が高い。こうした問題を放置することは、プライバシー保護の観点でも問題であり、防犯設備機器に対するイメージが悪化しかねない。セキュリティ産業全体で、サーモカメラの管理に対する注意喚起を求めたい。

サーモカメラは高価な製品だったこともあり、FA用途では製品管理などで普及する一方で、セキュリティ用途では重要インフラの外周監視のような非常に高いレベルの監視での採用に限定されていた。だが、新型コロナウイルスの感染拡大局面で、オフィスや施設などで入退管理などの感染症対策として注目され、各方面で急速に普及が進んだ。そして、海外メーカーを中心に廉価で調達できるモデルが市場に供給された。だが、新型コロナの5類移行に伴い、サーモカメラで入退管理を実施することが減り、施設が保有していたサーモカメラが転売市場で売買する動きが広がる過程で、顔画像データが残った状態で流通していたことが読売新聞の報道で明らかとなった。

読売新聞の報道で問題視される点として、顔画像が本体に残った状態で転売していたユーザーに対して、サーモカメラのメーカー及び販売業者が、体表面温度の撮影時に顔画像が記録されることを伝えていなかったことに加え、メーカーの担当者もデータ消去機能について理解していなかった点が挙げられる。つまり、顔画像というプライバシー保護の観点でも重要な情報を記録していながら、取り扱いに関する注意事項を徹底していなかった可能性が極めて高い。

そして、サーモカメラを購入して運用している管理ユーザーの中には、サーモカメラを単なる体温計のように考え、カメラで撮影された顔画像が本体又は記録媒体に残っていること自体を全く理解していない向きが一定数いた訳である。

2000年代初頭は街頭に防犯カメラを設置するだけで、監視社会の到来と警戒され、メディアでも頻繁に取り上げられていた。そして取り上げられる際には、防犯カメラの有用性に芽を向けるのではなく、プライバシー侵害に対する懸念が前面に出されることが大半だった。こうした社会的な逆風に対し、防犯設備の施工業者はプライバシー保護に配慮して防犯カメラの設置を進めた結果、徐々に社会的な理解を得てきた経緯がある。防犯カメラに対し、プライバシー侵害というイメージを持つ向きが多かったことを踏まえ、実際の施工現場ではプライバシーに配慮し過ぎではないかとさえ感じられる程、慎重な対応が行われてきた。サーモカメラに顔画像が残されたまま売買されている状況が続くことは、関係各方面が防犯カメラの設置に慎重に取り組んできた努力を水の泡にしかねない。サーモカメラはもとより、一般の防犯カメラで撮影された人々が、自分の画像が知らないところで流通しているのではないかと疑念を持つ可能性があり、防犯カメライコール監視社会の到来というイメージを持たれかねない。また、犯罪グループに顔画像データが残されたサーモカメラが行き渡った場合には、犯罪への悪用など新たな問題が浮上する懸念もある。

今回の問題を踏まえ、関係各方面にはサーモカメラに対する適切な管理措置を求めたい。サーモカメラには顔画像の蓄積機能が標準装備されているため、顔画像データの取り扱いには十分な注意を払うとともに、理由がない限り速やかに顔画像を消去する措置を講じて欲しい。今後サーモカメラを購入するユーザーに加え、既にサーモカメラを保有しているユーザーに対しても情報管理を徹底することを呼び掛けるべきである。そして、転売業者にも、サーモカメラの出品にあたり顔画像データが残っていないことを出品者に確認する作業を必須として欲しい。顔画像という個人情報が残ったカメラが出品されることは、転売業者にとっても事業リスクとなる可能性があるからである。

業界として総力を挙げてサーモカメラの管理に対する注意喚起を行うことが、防犯設備への信頼を得ることにつながる。

（編集長　野口勇人）